

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から54年12月まで
② 平成15年4月から同年10月まで

申立期間①については、母親から「昭和54年ごろに国民年金の加入手続を行い、市役所で未納期間をさかのぼって納められる期間の保険料10数万円を納め、その後の保険料も毎月納めた。」と聞いており、保険料が未納とされていることに納得ができない。

また、申立期間②については、平成15年11月に国民年金の付加年金の制度があることを知り、社会保険事務所で付加保険料納付の申込みを行った際、窓口の職員から「今年度1年分なら納めることができます。」と言われたので、1年分の付加保険料4,800円を納め、日記に付加保険料4,800円を納めたことを書いておいた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に係る付加保険料納付の申出を行ったとする社会保険事務所に平成15年11月13日付けの「付加保険料納付申出書」及び「領収（納付受託）控」が保管されており、このことは、同日に社会保険事務所で付加保険料納付申出書を提出し、1年分の付加保険料を納付したとする申立人の主張と符合するとともに、付加保険料の申込みを行い、1年分の付加保険料4,800円を納付したことを備忘録欄に記載した申立人から提出された日記帳は、加筆、修正された痕跡も無く、当時記帳されたものと認められ、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所での手続、付加保険料の納付状況及び対応

した職員の特徴や会話内容等についても鮮明に記憶しており、申立内容の信憑性^{びよう}が高いと判断できるところ、申立人が付加保険料 4,800 円を納付していたことを疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②の付加保険料が還付された事実は認められず、当該期間の定額保険料が納付済みとなっていることから、当時、社会保険事務所では、平成 15 年 4 月に申立人から付加保険料納付の申出があったことを確認の上、当該付加保険料を収納したものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は高齢であることに加え、健康状態が悪く、国民年金の加入時期、納付場所、納付方法等について証言を得ることができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 12 月 10 日に払い出されており、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料が 2 度にわたって過年度納付されていることが確認できるところ、この期間の保険料の合計金額は申立人の母親が納付したとする金額とおおむね一致しており、申立人は、申立期間①と当該過年度納付の期間とを誤認している可能性がうかがわれ、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 4 月から同年 10 年までの国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 8 月まで

昭和 38 年 7 月ころまでは、当時住んでいた市に所在する日本舞踊の先生宅に居住し、集金人が毎月、保険料の集金に来てくれ、納付すると集金人が領収カードに押印してくれたのを記憶している。

実家に帰ってからは、父親が払ってくれていて「年金の支払いは済ませたから。」と言って、領収書を 1 枚か 2 枚もらったのを記憶している。

領収カードや領収書は今は無いが、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの 4 か月間については、申立人が所持する国民年金手帳及び同人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿から、当該期間直前の 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるとともに、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである上、この 4 か月間において申立人の生活状況等に特段の変化は認められず、当該期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から 39 年 8 月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間中の昭和 38 年 7 月に、以前居住していた県から実家のある県に転入し、1 年間の厚生年金保険の加入期間を経た後、41 年 5 月に、転入した県において国民年金手帳の交付を受け、同年 6 月に 40 年 9 月

から 41 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、この時点において、38 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられ、ほかに申立期間のうち 38 年 8 月から 39 年 8 月までの保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が平成17年8月31日となっているが、同日まで勤務しており、資格喪失日は同年9月1日である。申立期間に係る同事業所の給料支払明細書を持っており、給与から保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の給料支払明細書、A事業所の回答文書、勤務状況表及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書上の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとして、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を適正に行わなかったことを認めており、事業主が資格喪失日を平成17年8月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年12月まで

昭和35年か36年ころに、婦人会が国民年金保険料を集金することとなり、私は、国民年金への加入は任意だったが、当時、婦人会の役員をしていた責任もあったので、大勢の人と一緒に加入して保険料を納付した。保険料は最初100円であったが、しばらくして150円になったと記憶している。

昭和45年に国民年金に任意加入した記録になっているが、そのころには加入手続を行っていない。

申立期間の保険料は納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、加入手続、納付金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は105か月と長期間である上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和45年1月に国民年金に任意加入していることが確認でき、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が一緒に国民年金に加入したとする者の中には、国民年金に加入していない者、申立人が当時居住していた町とは異なる市において国民年金に加入している者等が確認でき、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が名前を挙げた者からは、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から51年3月まで
昭和44年ころに国民年金に加入し、保険料を納付していた。昭和44年12月に結婚した後は夫婦二人分、弟が20歳になってからは三人分の保険料を妻が地区の集金人に納付していたにもかかわらず、私の国民年金保険料のみ未納とされている。

申立期間について未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻から聴取しても、申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和51年4月21日に申立人の被保険者資格取得届が提出されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が同日付けで払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和43年8月から48年12月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は92か月と比較的長期間である上、申立人には、申立期間以外にも、三つの期間で合計16か月の未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 257 (事案 114 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 14 日から 38 年 4 月 7 日まで

平成 19 年に社会保険事務所で自分の年金記録を確認したところ、過去に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が見つかり、昭和 38 年 7 月に脱退手当金が支給されていると言われたが、私は、脱退手当金を受給する手続はしていないし、受け取った記憶が無い。

今回、脱退手当金が支給決定になったころのことが記載された母親の日記を提出する。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所において、申立人と同じところに退職した女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者の大部分に脱退手当金の支給記録があり、いずれも請求手続が退職後間もないころになっているほか、申立人が勤務していた事業所の事務担当者は、「脱退手当金については、事業所が従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、新たに申立人の母親の記した日記を提出し、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張するが、申立内容及び今回提出された資料に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。